

平成30年度地域産業6次化ステップアップ強化事業 Q & A

| 区分                 | No. | 質 問                                                                | 回 答                                                                                                                                  |
|--------------------|-----|--------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 申請に関する事<br>全般      | 1   | 1事業区分で実施したい事業が2つ以上ある場合、それぞれ申請可能か。<br>また、ソフト事業とハード事業の両方で申請可能か。      | 申請はソフト事業、ハード事業それぞれ1事業までとします。<br>ソフト事業とハード事業の両方で申請は可能です。                                                                              |
|                    | 2   | 「農林漁業者等」の範囲は、一次事業者のみを意味するののか。                                      | 「農林漁業者等」とは、本事業においては、農業者、林業者、漁業者、農業者等を含む組織、団体又は県産農林水産資源を活用した商品・サービスの提供を行なう者と定義しており、1次事業者だけでなく、2次事業者及び3次事業者も含まれます。<br>【実施要領別表 注意書きを参照】 |
|                    | 3   | 本事業の対象となる「県産農林水産物を活用した商品」として、一次産品は対象となるののか。                        | 本事業における「県産農林水産物を活用した商品」とは、一次産品に何らかの加工を行ない、新たな価値を付加した商品と定義しており、単なる一次産品は対象外です。                                                         |
| 対象事業に関する事<br>ソフト事業 | 4   | 「試作品の製造委託料」には、原材料費は含まれるか。<br>また、委託の最低ロットが決まっている場合、本事業で認められる委託量は。   | 原材料費は含みません。<br>また、本事業では、あくまで試作に係る費用が対象であり、販売、譲渡、交換、貸付け等による経済的対価を得ることを目的とするものは認められません。                                                |
|                    | 5   | 「パッケージ及びラベルに係るデザイン制作委託料及び版代」は、自社で商品を製造・販売する（している）場合でも対象となるののか。     | 対象となります。                                                                                                                             |
|                    | 6   | 「パッケージ及びラベルに係るデザイン制作委託料及び版代」には、当該商品を掲載するパンフレットやリーフレット制作費も対象となるののか。 | 当該商品のパッケージ及びラベルに係る制作費が対象であり、当該商品を掲載するパンフレットやリーフレット制作費は対象外です。                                                                         |
|                    | 7   | 「商談会等への出展に要する費用」には、旅費や宿泊料、販売促進ツールの制作料は含まれないののか。                    | 出展料及びブースの装飾料に限ります。                                                                                                                   |
|                    | 8   | 「商談会等への出展に要する費用」では、既存の商品を出品することも認められているののか。                        | 本事業で開発、改良をした商品を出品する場合に限ります。また、商談会への出展のみでの申請はできません。                                                                                   |

|       |    |             |                                                         |
|-------|----|-------------|---------------------------------------------------------|
| ハード事業 | 9  | 中古品の購入は可能か。 | 中古品の購入も対象とします。ただし、内容によっては、選定根拠等の追加資料の提出を求められることがあります。   |
|       | 10 | 農機具の購入は可能か。 | 本事業で対象になるのは、一次製品の加工のために使用する機械等であり、単なる栽培や収穫目的の農機具は対象外です。 |